総論

日本下水道事業団の 国際展開の取組について

若林 淳司

(地共)日本下水道事業団 国際戦略室室長

1 はじめに

地方共同法人日本下水道事業団(以下、JS)は、2011年4月に国際室を設立し、2015年4月に国際戦略室に組織改編しました。

本稿では、JSの国際展開の取組について、関連する法律、JSの海外技術的援助業務、および2023年1月に公表した海外業務に関わる中長期活動方針などを紹介します。

2 JSの国際業務について

2.1 海外インフラ展開法について

JSは、2018年8月施行の「海外社会資本事業への 我が国事業者の参入の促進に関する法律」(海外イン フラ展開法)において、国土交通分野の海外インフラ 事業(海外社会資本事業)について、我が国事業者 の海外展開を強力に推進するため、国土交通大臣が 基本方針を定めるとともに、独立行政法人等に海外業 務を行わせるための措置を講ずる対象となる独立行政 法人等のひとつに挙げられました。

上記法律の第八条において、JSは「下水道の整備に関する計画の策定もしくは事業の施行又は下水道の維持管理であって海外において行われるものに関する技術的援助の業務を行う」とされています。

この法律に従い、JSは国際協力だけではなく、我が 国事業者の海外展開の支援にもより力を注いでいくこと になりました。

2.2 JSが行う海外技術的援助業務について

JSはこれまで国内で約1,500箇所にのぼる下水処理場の設計・建設の実績があり、それに伴い経験や技術、ノウハウを保有しています。

これらを駆使し、民間企業に対する案件形成のための技術確認、事業段階に応じた技術的支援、相手国に対する人材育成などの支援を行うことにより、新技術導入から計画、設計、建設、維持管理までの全てのフェーズで円滑な海外水インフラ事業の展開の促進を目指してきました(図-1)。

令和5年度は、これまでに国土交通省から受託した「令和5年度 AWaP¹⁾ 参加国等を対象とした下水道普及方策検討業務」に関して、第3回 AWaP総会の事務局支援や案件形成方策に関する調査検討などを実施するとともに、静岡県が実施する「モンゴル国ドルノゴビ県の官民連携による未処理汚水改善プロジェクト」への支援、ISO/TC275 国内審議団体としての活動、海外下水道技術者研修への講師派遣、GCUS(下水道グローバルセンター)支援による案件形成活動等を実施しました。

推進技術に関するトピックとしては、第3回AWaP総会において、今後、AWaP各国が2030年までに取り組

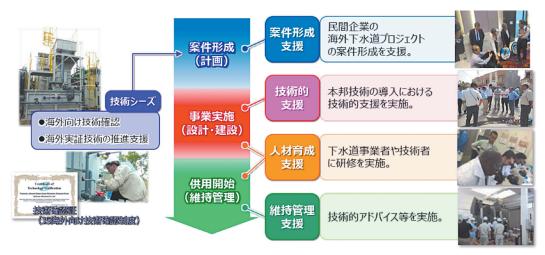


図-1 JSの海外技術的援助業務の概要

むべき活動として、継続的な推進工法の国家技術基準 の開発や技術セミナーや研修を通じた人材育成などが 挙げられています。

2.3 海外向け技術確認制度について

海外向け技術確認制度とは、公的な第三者機関であるJSが、民間企業が開発した技術について、処理性能や維持管理性などの妥当性を確認するもので、下水道分野における海外プロジェクトの獲得に向けた支援を目的としています。

実施フローは、図ー2に示すとおり、実証試験結果などに基づいて申請者が提示した技術確認の対象技術の処理性能や維持管理性などをJS内部委員会で確認します。



図-2 海外向け技術確認の実施フロー

この制度の活用により期待できる効果として、①第三者公的機関審査による技術提案等の信頼性確保、品質向上②技術的内容の検討不足による事業化等の手戻りを防止(現地実証実験結果、設置面積やコスト試算などの実施、適用時の留意事項等整理)などが挙げられます。

これまで2件の実績があり、海外案件の受注につながった事例もあります(**表-1**)。

表-1 海外向け技術確認の実績

No.	申請者	対象技術	対象国	技術確認証 交付年月
1	メタウォーター(株)	先進的省エネ型下水 処理システム	ベトナム	平成26年3月 (2014年3月)
2	三機工業㈱	DHSを用いた省エネ ルギー・省力下水処 理技術	タイ	令和4年3月 (2022年3月)

本制度に関する問い合わせは、JS国際戦略室(電話: 03-6361-7814、メール: js-international@jswa.go.jp) にて、随時受け付けています。

2.4 海外業務に関わる中長期活動方針について

JSは、今後ますます成長が見込まれている海外水ビジネス市場において、民間企業の海外展開をより一層支援するとともに、JSの新たな柱とすることを目的として、「日本下水道事業団海外業務に係る中長期活動方針」(以下、中長期活動方針)を2023年1月に策定・公表しました。